

使用料算出表

区分	単位	使用料 (円)
物品の販売又は頒布、募金、署名運動その他これらに類する行為	1日1人につき	1,060
業として写真又は映画を撮影すること	1日1件につき	1,060
興行を行うこと	占有面積1㎡につき1日	10
展示会、競技会、博覧会、集会その他これらに類する催しのために使用すること	占有面積1㎡につき1日	4

備考

- 1 使用料の額が100円に満たないときは、100円とする。
- 2 使用面積が1㎡未満であるとき又は1㎡未満の端数があるときは、1㎡として計算する。
- 3 展示会、競技会、博覧会、集会その他これらに類する催しのために使用する場合において、参加費や入場料を徴収する場合、使用料は通常の2倍に相当する額とする。
- 4 物品の販売は、イベントに付随する場合に限り、出店を許可する。

例1

チラシの配布を3人で安城市内の公園で行いたい。

$$1,060円 \times 3人 \times 1日 = 3,180円$$

例2

有料のカメラマンに依頼して公園で記念撮影をしたい。

$$1,060円 \times 1件 \times 1日 = 1,060円$$

例3

公園内にステージ(10m×5m)を作り、大道芸を披露したい。

$$10円/㎡ \times 50㎡ \times 1日 = 500円$$

例4

公園を独占して、スポーツ大会を行いたい。(面積は2,000㎡)

その際、参加者から参加費を徴収する。

$$4円/㎡ \times 2,000㎡ \times 1日 \times 2倍 = 16,000円$$